

役員の報酬等の支給の基準

(目的)

第1条 この規程は、学校法人国際医療福祉大学（以下「この法人」という。）の寄附行為第36条の3の規定に基づき、役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、この法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 役員の報酬等とは、報酬、賞与、退職慰労金その他の役員としての職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この役員の報酬等には、職員給与規定に基づくものを含まない。
- (5) 費用とは、役員としての職務遂行に伴い生ずる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の役員 報酬
- (2) 非常勤の役員 報酬

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の役員に対する報酬総額（年額、賞与を含む。）の上限の額は2,000万円とし、各役員の報酬総額はその範囲内で決定する。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員に対しては、報酬等は支給しない。

2 非常勤の役員に対する報酬の額は勤務日数等により別表第1に定める範囲内で決定する。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤及び非常勤の役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 当月25日（ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。）
- 2 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用弁償)

- 第6条 常勤の役員が職務の遂行に当たって交通費や宿泊費等の経費（以下「旅費等」という。）を要する場合は、別表第2に定める費用を支給する。ただし、別表第2に定める費用弁償以外は、別に定める学校法人国際医療福祉大学旅費規程（以下「旅費規程」という。）によるものとする。
- 2 非常勤の役員にも、別表第2に定める額に基づいて、旅費を支給する。
 - 3 交通費及び宿泊費の額が前項に規定する費用弁償の額を超える場合、旅費等の実費相当額までを上限として支給することができるものとする。

(端数の処理)

- 第7条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額が50銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が50銭以上であるときは、これを1円に切り上げるものとする。

(公表)

- 第8条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

- 第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

- 第10条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1 非常勤役員の報酬

職区分	報酬の額
理事	月額上限 700,000円
監事	月額上限 500,000円

別表第2 常勤・非常勤の役員の費用弁償額

職区分	目的	支払区分	費用弁償の額
理事（職員兼務）	理事会、評議員会への出席、法人業務のための勤務等		支給しない
理事（職員兼務以外）	理事会、評議員会への出席、法人業務のための勤務等	出席の都度 1回当たり	30,000円
監事	理事会、評議員会への出席	出席の都度 1回当たり	30,000円

※ 評議員についても本表を準用し、評議員を兼務する者は理事会についてのみ支給するものとする。